

(資料3)

登録文化財の制度について

従来の文化財指定制度（国の指定）を補完する新しい保護手法として、平成8年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

特に優れた建造物を厳選して国宝・重要文化財に指定する制度とは異なり、外観を残せば内部の改修が自由に行えるなど、文化財建造物を活用しながら保存するという、欧米型の保護制度である。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録有形文化財建造物の登録状況

- 1 本県について

登録有形文化財建造物件数は、今回の答申数8件を加えて、官報告示を経て、505件となる予定である。

- 2 全国について

登録有形文化財建造物件数は、今回の答申数196件を加え、官報告示を経て、11,886件となる予定である。